

## 払戻請求書による当座勘定払戻の取扱開始について

埼玉県信用金庫は2025年1月6日（月）より、払戻請求書による当座勘定払戻の取扱いを開始いたします。

政府の「成長戦略実行計画」を踏まえ、金融業界では「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目指し、電子的決済サービスへの意向を強力に推進しています。

これらの状況を踏まえ、当金庫においても、手形・小切手による決済機能の代替手段として、払戻請求書による当座勘定払戻の取扱いを開始するものです。

### 記

#### 1. 取扱開始日

2025年1月6日（月）

#### 2. 払戻請求書のご利用方法

当金庫所定の「払戻請求書」に記名押印のうえ、当座勘定入金帳とともに口座開設店にご提出ください。

なお、払戻しに際して、正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。

#### 3. 手形・小切手の電子化に伴う代替サービスのご案内

当金庫では、手形・小切手に代わる電子的な決済方法として「さいしんダイレクトビジネス（インターネットバンキング）」および「さいしんでんさいサービス」のご利用をお勧めしております。この機会に同サービスのご利用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上